

平成 30 年 12 月 28 日

各 位

会社名 株式会社ウェッジホールディングス  
代表者名 代表取締役社長兼 CEO 此下 竜矢  
(コード 2388 東証 J A S D A Q 市場)  
問合せ先 開示担当 小竹 康博  
(TEL 03 - 6225 - 2207)

## 財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第 24 条の 4 の 4 第 1 項に基づき、関東財務局に提出する平成 30 年 9 月期の内部統制報告書において、開示すべき重要な不備がある旨を記載いたしますので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 開示すべき重要な不備の内容

当社グループの重要な連結子会社である **Group Lease PCL**。(以下「**GL**」という。)において、以下に記載の事象が発生したことから、当社では当該事象に関する調査、検討を実施する必要性が生じ、当社が平成 29 年 11 月 14 日に予定していた平成 29 年 9 月期の決算開示を予定通りに行うことができませんでした。当該事案の主な内容といたしましては、**タイ SEC**が、平成 29 年 10 月 16 日付で、タイ法務省特別捜査局(以下「**タイ DSI**」という。)に対し、**GL**元最高経営責任者(**CEO**)であった此下益司氏が偽計及び不正行為を行った可能性を指摘し、同氏に対して調査を進めるよう**タイ DSI**に対し申し立てをしたことを公表したことによるものです。調査の対象となった取引は、**GL**の連結子会社である **Group Lease Holdings PTE. LTD.**(以下「**GLH**」という。)が貸主となり、キプロス及びシンガポールの借主に対する 54 百万 US ドルの融資取引(以下「**GLH**融資取引」という。)が、此下益司氏の指示により貸主グループ会社間で送金され、最終的に**GLH**への分割弁済に充当されていること、また、その**GLH**融資取引に係る年利 14~25%の利息収入が過大に計上されることで、**GL**の連結財務諸表は適正な開示を行っていないというもので、それに付随して、**GL**は決算の訂正などの指摘を受けております。当社グループでは、これらの事象に対して、**GL**において、問題となる**GLH**融資取引の特定を進めるために**タイ SEC**に対し照会等を行うなど、該当期間の財務諸表並びに**GLH**融資取引に関して、調査及び見直しを進めてまいりました。さらに、当社は、**GLH**融資取引の実態、取引の適正性を調査するため、平成 29 年 11 月 17 日に、第三者委員会を設置することを決議し、第三者委員会の調査に当社グループは全面的に協力してまいりました。そして、平成 29 年 12 月 12 日には、第三者委員会の中間報告書を受領しましたものの、**タイ SEC**の指摘の根拠を特定するには至りませんでした。当社では、第三者委員会の調査結果や当社監査人の監査進捗等を踏まえ、現時点における最大限のリスクを加味した財務諸表を作成することとし、平成 29 年 12 月 14 日に平成 30 年 9 月期の年度決算開示をすることとなりました。その後、**GLH**融資取引についてはシンガポールにて特別監査が完了し、**Mazarz LLP**の報告書によると**タイ SEC**指摘の根拠となるような証拠は見つからなかったとのことです。

また、**GL**の取締役の見直しを実施する際には、当社から取締役を派遣することにより情報収集体制の強化対応を進めるなどの措置をとっておりますが、**タイ SEC**の指摘の根拠を特定できない状況は続いており、当連結会計年度の連結財務諸表に対する監査人の監査意見は限定事項が付されております。

これらのことから、**GLH**の特定の融資取引に関連して、親会社としての海外子会社管理・情報収集体制や決算財務プロセスには不備があると評価いたしました。

#### 2. 事業年度末までに是正できなかった理由

上記の財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備が、当社事業年度末日までに是正できなかった理由は、**GLH**の融資取引について、当社グループによる内部調査に加え、外部第三者委員会調査でも、**GLH**融資取引について**タイ SEC**の指摘の根拠を特定できていないこと、及び、**GLH**が実施した特別監査においても**タイ SEC**の指摘の根拠を特定できていないことから、是正を行うべき問題点が特定できていないことによるものであります。

### 3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、特に上記に記載した問題が生じている連結子会社の監査機能の充実、及び当該連結子会社からの情報収集機能を向上させることを目的として、G Lにおきましては同社監査委員会の刷新を実施し、加えて当社代表取締役C E OがG Lの代表取締役を兼務すること、及び当社代表取締役で管理部門を所轄する取締役がG Lの取締役を兼務することで内部監査体制の充実と、シームレスな情報収集体制を構築しております。このような体制により、タイS E C等の調査当局とのやり取り及び社内決定に至るまでの過程の情報などもタイムリーに入手することが可能となりますので、適正な内部統制を整備・運用していくことに役立てていきたいと考えております。

当社といたしましては、当社グループ全体として有効な内部統制の整備、運用及び評価体制を構築し、財務報告の信頼性を確保してまいります。

### 4. 連結財務諸表等に与える影響

上記の開示すべき重要な不備に起因する財務諸表への影響につきましては、まだ特定はできていないものの、現時点で考えられる最大限の内容を、平成30年9月期の有価証券報告書に反映させております。引き続き事態の収拾に最善を務めるとともに、ご報告すべき事項が生じた場合には改めてご報告させていただきます。

### 5. 財務諸表の監査報告における監査意見

限定付適正意見となっております。

株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をお掛けしますことを深くお詫び申し上げます。

以 上